

鹿嶋市教育委員会後援等に関する要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、別に定めがあるもののほか、鹿嶋市教育委員会以外の者が行う教育、学術、文化又はスポーツ等、各種事業の開催に対する後援、協賛、推奨（以下「後援等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(後援等の対象)

第2条 後援等を行う事業は、次の各号に掲げる条件を有するものとする。

(1)本市の教育、学術、文化、スポーツの振興を目的とし、又はその向上に寄与するものであること。

(2)主催者に開催能力が充分あると認められること。

(後援等の内容)

第3条 後援等の内容は次表のとおりとする。

後援等	内容	適用
ア 後援	名称の使用 賞状の授与 その他必要と認める事項	入場料等が高額なもの及び営利を目的とするもの、収益性の高いものを除く。
イ 協賛	名称の使用 その他必要と認める事項	教育委員会が人的・物質的に賛助するもの。
ウ 推奨	名称の使用 その他必要と認める事項	映画・演劇等の上映、上演及びア、イ以外のもの。

(後援等の特例)

第4条 教育委員会等が開催要請をした事業及び特に必要と認める場合は、前条にかかわらず後援することができる。

(後援の申請)

第5条 後援等を受けようとするときは、後援等承認申請書（様式第1号）に実施要項、その他参考となるべき事項等を記載した書類を添えて、教育長に申請するものとする。

(承認の決定)

第6条 総務担当課長は後援等の承認をしようとするときは、関係課長の意見を付して教育長の決裁を受けなければならない。

(承認の通知)

第7条 後援等の承認をしたときは、後援（協賛・推奨）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(報告)

第8条 申請者は後援等を受けた事業等が終了したときは、速やかに後援事業実施報告書（様式第3号）に関係書類を添えて教育長に報告するものとする。

(事務)

第9条 後援等に関する事務は総務担当課が行う。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、後援等に関し必要な事項は、その都

度，教育長が定める。